

特定技能外国人受入れ支援事業



在留資格「特定技能」とは?



在留資格「特定技能」は、新たに創設された在留資格であり、2019年4月1日から特定技能外国人の受け入れが開始されました。

●在留資格「特定技能」創設の目的

中小・小規模事業者をはじめとした<u>人手不足は深刻化</u>しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や<u>国内人材確保</u>のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく</u>仕組みを構築するすることが求められているため。

●在留資格「特定技能」における1号・2号特定技能外国人とは

	1号 特定技能外国人	2号 特定技能外国人	
在留資格	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	
	要する業務に従事する外国人向けの在留資格	向けの在留資格	
就労可能な産業分野 (特定産業分野)	特定産業分野(12分野) 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造 業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料 品製造業、外食業	12分野のうち下記2分野 造船・舶用工業建設業	
在留期間	1年、6ヵ月又は4ヵ月ごとの更新で上限5年まで	3年、1ヵ月又は6ヵ月ごとの更新	
技能水準	試験等で確認	試験等で確認	
日本語能力水準	試験等で確認	試験等での確認は不要	
家族の帯同	基本的には認められない	要件を満たせば可能(配偶者、子)	
支援	受け入れ機関又は登録支援機関の支援の対象	対象外	

^{※1}号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、試験免除等となる技能実習2号を良好に修了した外国人は、技能及び日本語能力の試験が免除となります。

在留資格「特定技能」の特定産業分野(16分野)



管轄省庁	分野	協議会	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	介護分野における 特定技能協議会	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務 (レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)※訪問系サービスは対象外	直接
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野 特定技能協議会	・建築物内部の清掃	直接
経産省	工業製品製造業	製造業特定技能外国人材 受入れ協議・連絡会	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・陶磁器製品製造 ・紡織製品製造 ・縫製 ・RPF製造 ・印刷・製本	直接
国交省	建設	建設技能人材機構(JAC)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	直接
	造船・舶用工業	造船・舶用工業分野 特定技能協議会	・造船・舶用機械・舶用電気電子機器	直接
	自動車整備	自動車整備分野 特定技能協議会	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随	直接
	航空	航空分野 特定技能協議会	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接
	宿泊	宿泊分野 特定技能協議会	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接
	自動車運送業	自動車運送業分野 特定技能協議会	・バス運転者 ・タクシー運転者 ・トラック運転者 ※太字はN3レベル以上の日本語能力が必要	直接
	鉄道	鉄道分野 特定技能協議会	・運輸係員(運転士、車掌、駅係員) ・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両製造 ・車両整備 ※太字はN3レベル以上の日本語能力が必要	直接
農水省	農業	農業特定技能協議会	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	直接、派遣
	漁業	漁業特定技能協議会	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)	直接、派遣
	飲食料品製造業	食品産業特定技能協議会	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	直接
	外食業	食品産業特定技能協議会	· 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接
	林業	林業特定技能協議会	・育林、素材生産、林業種苗育成等	直接
	木材産業	木材産業特定技能協議会	・製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等	直接

2024年9月30日 現在 ※赤字は最新情報

特定技能所属機関と登録支援機関



・特定産業分野において、特定技能外国人を受入れる事業主を特定技能所属機関といいます。

特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が「特定技能」の在留資格に基づく活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活 上又は社会生活上の支援(1号特定技能外国人支援)の実施に関する計画(1号特定技能外国人支援計画)を作成しなければなりません。

・1号特定技能外国人に対し、支援を実施する必要があります。

1号特定技能外国人に対する支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」のほか、これに加えて行うことが望ましい「任意的支援」に分けられます。 義務的支援はその全てを行う必要があり、1号特定技能外国人支援計画には全ての義務的支援を記載しなければなりません。 また、義務的支援の全てを行わなければ、1号特定技能外国人支援計画を適正に実施していないこととなります。 なお、任意的支援についても1号特定技能外国人支援計画に記載した場合には支援義務が生じることとなります。

・特定技能所属機関から、1号特定技能外国人に対する支援を受託する者を登録支援機関といいます。

特定技能所属機関は、契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託することができます。このうち、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合には、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保の基準に適合するものとみなされますが、この場合以外は、特定技能所属機関が自ら1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保の基準に適合することが求められます。

・1号特定技能外国人に対する支援について、支援計画書を作成する必要があります。

登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合であっても、1号特定技能外国人支援計画の作成については、特定技能所属機関が行う こととなりますが、登録支援機関が必要に応じて支援計画の作成の補助を行うことは差し支えありません。また、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援の 一部の実施を契約により登録支援機関その他の者に委託する場合には、1号特定技能外国人支援計画において、その委託の範囲が明示されている必要があります。

・特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の送出しに必要となる費用を負担することが推奨されています。

1号特定技能外国人の送出しに必要となる費用(例えば、渡航前の技能又は日本語の教育費や渡航費用など)について、特定技能所属機関は、送出し国の法令やガイドラインを踏まえて、その全部又は一部を負担することが推奨されます。

(なお、送出し国によっては、認定された送出機関を通じてのみ受入れが許容され、送出しに必要となる費用についてガイドライン等で公表されている場合がありますので、留意してください。)

1号特定技能外国人支援計画の内容



①事前ガイダンス

●在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変 更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手 続・保証金徴収の有無等について、対面・テレ ビ電話等で説明

②出入国する際の送迎

- ●入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ●帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行





③住居確保・生活に必要な契約支援

- ●連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ●銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの 契約等を案内・各手続の補助







4生活オリエンテーション

●円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明





5公的手続等への同行

●必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の 同行、書類作成の補助





⑥日本語学習の機会の提供

●日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



7相談・苦情への対応

●職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、 内容に応じた必要な助言、指導等



8日本人との交流促進

●自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

●受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩定期的な面談・行政機関への通報

●支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的 (3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違 反等があれば通報



参考:特定技能ガイドブック(出入国在留管理庁)